

福祉サービス第三者評価結果報告書（2022年度）

2023年2月28日

社会福祉法人 摂津宥和会
 摂津市立第1児童センター 施設長 殿

〒150-0002

所在地 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会ビル 7F

評価機関名 一般財団法人 児童健全育成推進財団
 （東京都福祉サービス評価第三者評価機関／機構 12-215）

電話番号 03-3486-5141

代表者氏名 理事長 鈴木 一光



以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名	評価者氏名		所属
	①	水野かおり	児童健全育成推進財団 第三者評価室主たる評価者 東京都評価者番号 2101015
	②	敷村一元	児童健全育成推進財団 第三者評価室所属評価者
福祉サービス種別	児童館		
評価対象施設名称	摂津市立第1児童センター		
施設連絡先	所在地	〒566-0022 大阪府摂津市三島三丁目16番24号	
	電話番号	06 - 6382 - 0666	
施設代表者氏名	施設長 辻野 孝司		
契約日	2022年2月21日		
自己評価票回答期間	2022年8月1日～2022年8月29日		館長・事務局回答項目
職員調査票回答期間	2022年8月30日～2022年9月20日		職員回答項目
訪問調査日	2022年10月18日		

摂津市立第1児童センター 評価結果報告

Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

【評価項目】 I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

	標準項目	判定
1	法人(児童館)に、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人(児童館)内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 I-1-(1)について

講評
<p>法人の理念や基本方針はホームページや児童センター玄関に掲示され、周知が図られています。</p> <p>① 理念・基本方針は児童センターのホームページに、児童センターの説明と共にルビを振り掲載しています。また児童センターの目的は図式で示すなど、わかりやすい工夫をしています。児童センターの玄関にもホームページと同じ形式で理念、基本方針を掲示し周知を図っています。</p> <p>② 児童センターの運営法人である社会福祉法人摂津宥和会のパンフレットには、法人内の施設ごとの目的が記載されており、福祉施設全体としての周知も図られています。</p> <p>③ 新入職員の採用研修においても、法人理念や基本方針を説明しています。また児童センター内の会議や研修でも随時確認するなど職員の意識共有に努めています。</p>

I-2 経営状況の把握

【評価項目】 I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

標準項目		判定
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（児童館）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
4	定期的に児童館のコスト分析や児童館利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

標準項目		判定
1	経営環境や実施する児童館活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【評価項目】 I-2-(1) について

講評	
<p>社会状況の把握をしながら経営状況や課題への取組に反映しています。</p> <p>① 全国社会福祉法人経営者協議会や大阪府社会福祉協議会などに加入しており、社会福祉業界全体の情報の収集に努めています。また「摂津市子ども・子育て支援事業計画」策定後は、児童センターの事業計画にも積極的に反映させています。</p> <p>② 地域の関係機関と連携を取りながら子どもに関する状況把握に努めています。また日々の児童センター利用者数から傾向を探り、課題へつなげています。</p> <p>③ 次年度予算作成時は、前年度の課題や問題点を踏まえています。特に人材育成や採用に関しては、毎年状況に応じた予算編成方針を作成しています。経営状況や分析結果、課題については、法人理事会や評議員会で共有され、月2回の施設長会議においても説明がされています。また施設長から各職員へ周知がされ、課題解決への取組に活かすようにしています。</p>	

I-3 事業計画の策定

【評価項目】 I-3-(1) 中・長期（3～5年）的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期（3～5年）的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

標準項目		判定
1	中・長期（3～5年）計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	—
2	中・長期（3～5年）計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	—
3	中・長期（3～5年）計画は必要に応じて見直しを行っている。	—
4	中・長期（3～5年）計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての6つの基本特性並びに3つの特性を発揮させるような内容になっている。	—

5	中・長期(3~5年)計画は、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	—
---	--	---

I-3-(1)-② 中・長期(3~5年)計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

標準項目		判定
1	単年度の計画には、中・長期(3~5年)計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	—
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○

【評価項目】I-3-(1) について

講評
<p>中・長期計画は策定検討にとどまっており、単年度計画に反映させるためにも完成が期待されます。</p> <p>① 中・長期計画については、平成30年及び令和元年の「経営戦略部会」において検討されていましたが、完成までには至っていません。今後、さらに現状に合わせた中・長期計画の策定に向けスケジュールを検討していく予定です。</p> <p>② 児童センターとしては、独自に中・長期ビジョンを作成しています。「街中 どこでも児童館事業」として令和3年に作成した内容から具体的に単年度事業へ反映させています。</p> <p>③ 単年度事業計画は、前年度の課題や利用者数・利用者のニーズを踏まえて、具体的に計画を立てています。</p>

【評価項目】I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

標準項目		判定
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
4	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	○

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

標準項目		判定
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	—
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	—
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【評価項目】I-3-(2) について

講評
<p>事業計画は職員の参画のもと、利用者ニーズも踏まえて作成されています。</p> <p>① 法人としての事業計画を踏まえた児童センターの事業計画になるよう、児童センターの中・長期ビジョンをもとに作成されています。また職員全体の理解が深まるよう職員会議では重点事項を中心に説明をしています。</p> <p>② 事業計画作成時は、前年度の事業担当者の意見やその事業の反省内容を含めて検討がされています。また、事</p>

業終了後は振り返りと、見直しを行っています。

- ③ 事業計画は法人のホームページに法人事業所ごとの掲載はされていますが、児童センターのホームページには掲載されていません。児童センターの利用者にも周知ができるよう今後、児童センターのホームページへの掲載等の検討が望まれます。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】 I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		判定
1	組織的に PDCA サイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	○
2	児童館活動の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	○
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	○
4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	○
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		判定
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	—
2	職員間で課題の共有化が図られている。	○
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○

【評価項目】 I-4-(1) について

講評

児童館活動の質の向上に向けた取組が計画的に行われています。

- ① 児童センターの事業終了後には職員全体で振り返りを行い、事業報告書にまとめて提出しています。また、毎年摂津市の指定管理者シートに沿って活動内容の自己評価を行い、市の評価を受けています。
- ② 市の評価結果は、指定管理者評価結果として市のホームページに公開されています。全体評価は A を頂いていますが、更なる質の向上のために各項目の評価内容の分析を行い次年度の事業計画に活かしています。また、第三者評価も積極的に受審しており、結果は児童センターのホームページに公開しています。
- ③ 市の評価結果や第三者評価結果は職員全体で共有し、傾向や課題の改善策を話し合っています。しかし、分析内容からの課題の抽出、改善計画等を文書にしておらず会議録として残しています。組織として傾向を把握し計画的に改善の取組みを進めるためにも文書化することが望まれます。

≪ II 組織の運営管理 ≫

II-1 管理者(館長等)の責任とリーダーシップ

【評価項目】 II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

標準項目		判定
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

標準項目		判定
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程 を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】 II-1-(1) について

講評	
<p>法人全体の研修や会議に参加することで、より広い視野を持ち館長責務の理解に努めています。</p> <p>① 管理者として法人の理念に沿って事業運営ができるよう、職員と意識の共有を心がけています。館内では役割分担表を作成し、各自が責任をもって業務に取りくめるようにしています。緊急事態が起こった場合の役割等について緊急連絡網を作成し、館長以外が指示をすることができる体制を構築しています。</p> <p>② 法人全体として共通な個人情報保護や人権尊重、虐待防止研修、ハラスメント研修などを新入職員採用時研修に、児童分野以外の職種とともに行うことで、より広い知識の習得につながっています。また館長は管理監督職員向け研修を受講し、管理者としての自覚を高めています。</p> <p>③ 館長は児童館ガイドラインに示されている内容を遵守するため、積極的な研修参加や施設内報告等を通じて職員の意識共有に努めています。また日々の朝礼終礼においても業務内容の確認や、子どもの情報共有など必要事項を確認しています。</p>	

【評価項目】 II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

標準項目		判定
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

標準項目		判定
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【評価項目】Ⅱ-1-(2) について

講評

館長は職員全体が積極的に業務に取り組めるよう、会話を通じた意思疎通を図っています。

- ① 児童センターの現状と課題の分析結果や、利用者アンケート結果については、職員全体で共有し、検討を行っています。また職員の資質向上に向けた研修の機会を積極的に提供し、館長自ら参加する事で、より職員意識の向上につなげています。
- ② 館長は日頃よりコミュニケーションを大事にしており、会話を通じてお互いの考え方や思いを伝え、受け入れる職場づくりを心がけています。職員会議や研修報告も常に全体を意識することで各自の意見が言いやすい環境づくりに努めています。
- ③ 業務分担は適材適所を心がけていますが、常にニーズにあった内容を取り入れられるよう意識しています。お互いの業務理解のためにも、3年間で児童センターの主な業務を経験できるよう担当を変えるなど、具体的な取組を図っています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

【評価項目】 Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		判定
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
2	児童館活動の提供に関わる専門職（「児童の遊びを指導する者」（以下、「児童厚生員」という。）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○
4	法人（児童館）は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人（児童館）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		判定
1	法人（児童館）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○
2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	○

【評価項目】 Ⅱ-2-(1) について

講評	
<p>人材の定着と育成を図るため、法人として「人材育成ビジョン」「キャリアパス」を取り入れています。</p> <p>① 「人材育成ビジョン」をもとに、採用情報誌への掲載やインターンシップの実施、合同説明会に参加するほか、法人独自の説明会を実施するなど、優秀な人材確保に努めています。児童センターのみならず法人全体の人材確保のためにも、「新規採用プロジェクトチーム」を組織し、優秀な人材確保に取り組んでいます。</p> <p>② 新入職員採用時研修資料にも人材育成策が記載されており、人材育成の視点や法人が求める職員像、キャリアパス等が記載されています。また職員の就業規則には昇級等の基準に関する規定があり、毎年行う人事考課に基づき評価をしています。</p> <p>③ 採用後6か月懇談会や人事考課時の個人面談において、個別職員の意向や意見を聴く機会を作っています。面談の機会に職員から研修内容について声がかかることもあり、必要に応じて施設長会議で検討をしています。</p>	

【評価項目】 Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

標準項目		判定
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○

3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○
5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(2)について

講評

働きやすい職場づくりに向けて、様々な取組みを取り入れています。

- ① 施設長は、職員の有給休暇取得、時間外労働の実績について毎月確認をし、法人事務局へ報告をしています。また毎年ストレスチェックを実施しており、高ストレスの職員に対しては面接指導の機会を提供するなど、職員の心の健康にも努めています。
- ② 法人独自に「職場におけるハラスメントの防止に関する規定」を設けています。法人内で8名のハラスメント相談員を任命し、職員はどの相談員に相談することも可能とすることで、相談しやすい環境づくりにつながっています。
- ③ 「働き方改革関連法」に伴い、法人でも時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の取得義務を提示しています。また同一労働同一賃金など、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を示しています。また、時間外労働が多い職員がいる場合は、法人事務局が施設長に聴き取りを行ない、必要に応じて対策を講じるよう指導することで、職場環境の改善を図っています。

【評価項目】Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目		判定
1	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
2	個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目		判定
1	組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
2	現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
3	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4	策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○
5	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
6	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目		判定
1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的な OJT が適切に行われている。	○
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○
4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(3)について

講評
<p>人材育成のための基本方針や仕組みがあり、計画的に研修が行われています。</p> <p>① 各職員は、年度初めに当年度の目標を記入した自己申告書を提出し、施設長と面談をしています。また年度末にはその目標達成状況や自己評価を確認する面談を行い、職員一人ひとりに合わせた育成を行っています。年度途中の面談は実施していませんが、適宜声をかけるなど、進捗の把握に努めています。</p> <p>② 法人の人材育成基本方針には、目指す職員像としての記載や人材育成方法など記載がされていますが、施設独自の人材育成及び研修計画にも基本方針として、より現場にわかりやすい表現で法人が求める人物像を記載しています。また人材育成ビジョンを新たに作成し、人材育成の必要性や育成の視点、キャリアパスなども記載され法人全体の人材育成の姿勢が明示されています。</p> <p>③ 研修計画は、対象者別や専門性に関する内容を取り入れて年間計画を作成しています。受講後は回覧や報告会などで全体に共有しています。また年度途中であっても適宜必要な研修は取り入れたり、次年度の計画に向けて見直したりするなどしています。</p> <p>④ 職員の研修履歴や資格履歴をリスト化し、より効果的な研修の受講を図っています。採用時には新入職員採用研修の中で、OJT や6か月後懇談会などを示し、安心して仕事ができるよう周知しています。また研修受講者については偏りのないように配慮しながら、受講者は受講後の共有を心がけています。</p>

【評価項目】Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		判定
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(4)について

講評
<p>実習生の積極的な受け入れや地域大学との事業連携等を通じて専門職への関心を深めています。</p> <p>① 近隣大学からの事業見学者や実習生は積極的に受け入れています。実習前には「児童館実習マニュアル」を参考にオリエンテーションを行い、スケジュールや実習内容の確認をしています。実習期間中は担当教員による巡回訪問により、学生本人との面談や児童館担当職員と経過報告をするなど連携を図っています。</p> <p>② 実習生の希望は多いですが、児童センター職員が少ないため受け入れ人数に限りがある状況です。しかし、実習</p>

期間の終了後も児童センターのボランティア登録をして継続的に児童センターに関わってくれる等、児童センターへの関心につながっています。

II-3 運営の透明性の確保

【評価項目】 II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		判定
1	ホームページ等の活用により、法人(児童館)の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	—
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○
5	法人(児童館)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(児童館)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		判定
1	法人(児童館)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
2	法人(児童館)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
3	法人(児童館)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【評価項目】 II-3-(1) について

講評

法人のホームページには「理念」「経営方針」ほか「第三者評価受審結果」などを公開し、運営の透明性を図っています。

- ① 法人のホームページには法人としての基本方針や理念等が掲載されています。児童センターのページには児童センターの方針を子ども向けと保護者向けにわかりやすく掲載し、保護者向けページには児童センターの目的や苦情解決のしくみについても掲載しています。また児童センターの玄関にも「法人の理念」「児童館の基本方針」にフリガナを付けてわかりやすく掲示しています。
- ② 法人のホームページには事業計画書や計算書類、財産目録、監事監査報告書などが公開されており、法人全体の事業の透明性が図られています。また内部監査だけでなく指定管理施設として摂津市による監査も受け、市のホームページに公開されています。その他、児童センターとして第三者評価を受審しており、その結果を児童センターのホームページで公開しています。
- ③ 事業内容は児童センターのホームページにも掲載していますが、毎月「センターニュース」としてお便りも作成しています。近隣の小学校や保健センター、図書館、コミュニティーセンターなど公共施設への配架をお願いし、周知を図っています。しかし、一番の利用対象である小学生には大きな行事の時以外は全校配付をしていません。学校側の負担等も懸念されますが、より多くの子どもや保護者への周知を図るためにも全校配付が望まれます。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】 Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

標準項目		判定
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○
3	利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	○

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

標準項目		判定
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
2	地域の学校教育等への協力（職場体験、触れ合い授業等）について基本姿勢を明文化している。	○
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【評価項目】 Ⅱ-4-(1) について

講評
<p>法人として「理念」「方針」には、地域への貢献や地域から支えられる施設づくりが明記されており、児童センターのホームページにも地域活動推進を掲げています。</p> <p>① 運営法人は、摂津市が掲げた障害者福祉都市「ふれあい都市宣言」の実現を目指した福祉施策として高齢者福祉や障害者福祉、そして児童福祉の児童センターを運営しています。法人のホームページには基本理念、経営方針として、地域で共に支え合う体制を構築し、地域全体の福祉への関心が高まるよう地域貢献・地域に支えられる施設づくりを行うと明記されています。</p> <p>② 地域のイベント等に職員が参加協力したり、児童センターで活動している「リコーダークラブ」「けん玉クラブ」の子どもたちがパフォーマンスを披露したりしています。また、法人が運営する高齢者施設や障害者施設と一緒に遊ぶ「多世代交流会」や、老人福祉施設の陶芸同好会や手芸ボランティアとの交流、合同運動会などを定期的に行っています。</p> <p>③ 近隣の中学校の職場体験や、赤ちゃん交流などの協力を積極的に行っています。ボランティアマニュアルが整備されており「これを守れば活動が10倍楽しくなる!」を基に、オリエンテーションをした後、登録カードに記入していただいています。また、中学生のボランティア希望者に対しては、保護者の同意書を記載していただき安心して活動ができるように努めています。</p>

【評価項目】 Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

標準項目	判定

1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	—

【評価項目】 II-4-(2) について

講評	
地域の社会資源に関する情報は職員間で共有するとともに、利用者に向けては館内掲示やチラシ配架を通じて行っています。	
①	自治体の児童センター担当課とは月一度の定例会義で情報の共有を図っており、関係機関同士の会議等にも館長が出席し、積極的に情報共有に努めています。
②	自治連合会をはじめ、地区協議会、小中学校、PTA、民生児童委員、保護司など、子どもに関係する団体がメンバーとなっている運営会議を年に2回行っており、地域の子どものに関する情報交換を行っています。また、摂津市が主催する子育て会議や教育関係協議会に館長が参加し、地域の子どもの情報を共有しています。
③	感染症対策のため、関係機関との直接の会議等が開催されておらず、連携が難しく今後の課題となっています。

【評価項目】 II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

標準項目		判定
1	法人（児童館）が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		判定
1	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
3	法人（児童館）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	—
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	—

【評価項目】 II-4-(3) について

講評	
地域の子どもの対象にした「子ども食堂」を行うなど、地域への社会貢献事業に取り組んでいます。	
①	法人は地域貢献活動として、様々な取組を行っています。法人の高齢施設は摂津市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。児童センターとしては、地域のコミュニティーセンターを活用し、社会福祉協議会や民生児童委員、学生や地域ボランティアと連携して月に一度「子ども食堂」を開催しています。
②	「摂津市赤ちゃんの駅」として指定されており、ベビーベッドやおむつ交換台があり、いつでも自由に利用できるように準備をしています。また児童センターには AED の設置があり緊急時等の地域の安心につながっています。

③ 高齢施設や障害者施設を保有する法人が持つ専門的な知識などを地域の方や関係者等へ伝える講演会や、災害時の避難訓練・防災訓練等を地域と一緒に行うなど、地域住民の安全、安心の支援も今後検討することが望まれます。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		判定
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	—

Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		判定
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 Ⅲ-1-(1) について

法人の基本方針として職員倫理規定や個人情報管理規定などが策定されています。

- ① 法人のホームページには個人情報遵守、個人情報の収集・利用などが、法人運営の施設全体の基本方針として明示されています。また、児童館のホームページにも保護者向けに基本理念や基本方針が明示され、児童館の玄関にもわかりやすく掲示されています。また個人情報保護についても掲示し、周知されています。
- ② 大阪府人権協会主催の研修会や法人内の人権研修、職員倫理研修にも定期的に参加をし、利用者の人権尊重に努めています。また、児童館の事業内容を検討する際は、児童館の役割や方針をもとにしながら、個の尊重を意識して計画、活動をしています。
- ③ 児童センターニュースやホームページなどに活動の様子を写真で掲載するに当たっては、個人が特定できないように配慮すること、また児童センター使用証申請用紙に個人情報の取り扱いについて明記をし、必要に応じて保護者の了解を得るなど徹底しています。

【評価項目】 Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して児童館を利用するために必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		判定
1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○
2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
3	児童館の利用希望者については、個別にいていねいな説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○
5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

Ⅲ-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		判定
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	—

【評価項目】 Ⅲ-1-(2) について

講評
<p>児童センターを知らない利用者にもわかりやすいホームページや SNS、センターニュースの作成を心がけています。</p> <p>① 毎月発行の児童センターニュースやホームページには、児童館活動の様子を写真で掲載したり、漢字にはふりがなを振るなど、子どもにも理解しやすい工夫をしています。また児童センターニュースは市内の図書館やコミュニティーセンター、近隣小学校へ配布をし、幅広く周知をしています。</p> <p>② 初めての利用者には、個別丁寧に説明しています。利用いただく場合の「利用カード」作成時には、職員全体が対応できるよう、「カード作成時の利用の仕方について」のシートを基に説明をしています。また、館内にも各部屋のルールや、使用できるもの、おもちゃの貸し出しの仕方など、子どもにもわかりやすい表示を心がけています。</p> <p>③ 児童センターを知らない人や乳幼児を持つ保護者にも手軽に情報が届くように SNS を活用しています。情報提供の仕方や内容については適宜見直しをするなど、より多くの方に情報が届けられるように工夫しています。</p>

【評価項目】 Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		判定
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	○
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【評価項目】 Ⅲ-1-(3) について

講評

利用者の声を聴き取る仕組みがあり、日常的な意見や声も聴き取って、事業内容向上を図っています。

- ① 日常的な声を聴きとる意識を持つことや、各事業の終了時アンケートを取ることで、常に利用者の声を聴き入れ取り組むことになっています。またアンケート内容は職員全体で共有し検討しています。
- ② 児童センター運営委員会が設置されており、年2回の会議で児童センターに対する意見等を頂く機会を設けています。不審者対応など、安全安心の観点から防犯カメラの設置の意見があり、設置につながるなど、より良い運営のために機能しています。
- ③ 各事業でアンケート実施していますが、参加者が少ないと回答数が少ないことが課題と認識していました。新たに「かんちょう ちょっときいて～な!」という意見箱を受付に設置し、気軽に意見を出せるようにしました。今後 SNS の活用など、より多くの意見集約ができるよう検討しています。

【評価項目】 Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

標準項目		判定
1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理)が整備されている。	○
2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	○
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	—
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

標準項目		判定
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

標準項目		判定
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○
6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	—

【評価項目】 Ⅲ-1-(4) について

講評

利用者からの苦情や意見は職員全体で共有し、早期解決を図るよう努めています。

- ① 苦情解決の体制や仕組みが整備されています。ホームページや児童センターの玄関に「苦情解決のしくみ」として気軽に意見や要望をいえるよう、ふりがなを振るなどわかりやすく明示しています。また解決責任者・受付担当者・第三者委員についても明記されており、解決に向けての姿勢も明示することで利用者の安心につなげています。
- ② 日常的に利用者との信頼関係を大切にすることで、児童センター職員の誰もが相談できる職員であることを心掛けています。苦情や相談があった場合は必ず記録をし、一次的機関として児童センター内で解決できる内容であるか、二次的機関の法人へ伝える内容であるかの判断をしながら早期解決に努めています。
- ③ 相談・苦情・事故についての対応フローチャート等が記載された「苦情解決の手引き」が整備されています。マニュアル化には至っていませんが、今後整備をする必要があると認識しており、作成に向けて検討しています。

【評価項目】Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		判定
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		判定
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

標準項目		判定
1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	—

5	防災計画や事業継続計画（BCP）等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○
---	---	---

【評価項目】Ⅲ-1-(5) について

講評
<p>利用者の安全・安心な児童館活動に向けて、危機管理等各種マニュアルが整備されています。</p> <p>① リスクマネジメント責任者を館長として、事故等が発生した場合、必要に応じて法人と連携を図っています。危機管理マニュアルや不審者対応マニュアル、児童虐待防止のための早期発見・対応マニュアル等が作成され職員全体に周知されており、適宜研修も行われています。</p> <p>② 日常的な清掃や環境整備を通して事前に危険個所の発見をすることで、職員全体で共有し改善及び修繕することが事故やけがを未然に防ぐことにつながっています。また日々の打合せではヒヤリハットを報告、記録をすることで事前に職員全体で意識することにつながっています。</p> <p>③ 非常災害対策マニュアルの整備や災害時事業継続計画（BCP）も法人として策定されています。災害時等の訓練等については警察や消防と連携した取組みをしていますが、地域と連携した訓練の設定や、地域とのつながりが多く利用者も多い児童センターとして、災害時の備蓄の準備などが望まれます。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

	標準項目	判定
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

	標準項目	判定
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○
2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【評価項目】Ⅲ-2-(1) について

講評
<p>基本的な業務内容はマニュアル化されており、職員研修等で周知されています。</p> <p>① 基本的な業務内容はマニュアル化されており、規定集と館マニュアルのファイリングがいつでも確認できるようになっています。採用時の新任研修では倫理及び個人情報保護等について研修を行っています。</p> <p>② 月に2回の法人の施設長会議では、児童館センターの事業内容や課題が共有されています。児童センター内だけではなく、法人でも検証される仕組みがあり、標準的な業務について見直すきっかけになっています。その他児童センターの運営委員会では事業報告を行い、意見を頂く機会を得ています。</p> <p>③ 事業後のアンケートや利用者の意見をもとに日々の打合せや定期的な会議において、都度検証・検証を行うこと</p>

で、より利用者のニーズに応じた事業運営を心がけています。

【評価項目】Ⅲ-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		判定
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
6	パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

Ⅲ-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

標準項目		判定
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
3	記録管理の責任者が設置されている。	○
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	○

【評価項目】Ⅲ-2-(2) について

講評

児童センター事業に関する内容は、それぞれの書式に沿って記入され保管されています。

- ① 年間事業計画や月の計画に沿った事業運営を行っています。日々の記録として活動内容の様子や反省点、利用者の反応などを定められた書式に沿って記入し、職員全体が共有しています。
- ② 法人の施設長会議が月2回開催されており、法人内の他の施設の情報や児童センターに関する必要情報が施設長を通して職員全体に届くようになっています。また法人内各施設の情報誌などは紙面で回覧されており、児童センター以外の施設職員への情報提供や情報共有も行われています。
- ③ 個人情報管理規定があり、児童センターホームページや児童センター玄関に掲示し、利用者に周知しています。新入職員採用時研修での個人情報保護について研修を受講しますが、児童センター内においても適宜話し合う機会を設けています。個人情報は施錠されたキャビネットに保管されていますが、紙媒体のため、今後は、データ化が必要と検討しています。

《児童館の活動内容に関する事項》

1、児童館の施設特性

【評価項目】 1-(1) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目		判定
1	子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。	○
2	子どもが遊ぶことができる。	○
3	子どもが安心してくつろぐことができる。	○
4	子ども同士にとって出会いの場になることができる。	○
5	年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。	○
6	子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】 1-(1)について

講評
<p>児童センターの基本方針に基づいて、一人で来館した場合でも安心して遊べる環境づくりをしています。</p> <p>① 児童センター内は鍵付きのロッカーがあり、各自の持ち物を入れることができ、持ち物を気にせずに安心して遊べるようにしています。</p> <p>② 児童センターの特徴として「けん玉クラブ」「リコーダークラブ」があります。「けん玉クラブ」は認定支部が児童センター内にあり、「リコーダークラブ」では、様々な種類の本格的なリコーダーを演奏することができます。初めてでも参加がしやすい環境づくりをすることで、地域の様々な子どもがともに活動する場となっています。</p> <p>③ 日ごろから声がけや、いっしょに遊ぶ事で話しやすい関係づくりを心がけています。また玄関には意見箱「かんちよう ちよっと きいてーな!」を設置しており子どもからの意見を取り入れやすくしています。</p>

【評価項目】 1-(2) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目		判定
1	地域における子どもの居場所になっている。	○
2	職員が日常的に子どもと関わり、子どものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3	児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこで子どもが自ら成長していくことができる。	○
4	子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	○
5	住民や関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

【評価項目】 1-(2)について

講評
<p>地域、学校との連携はできており、児童館が居場所として認識されています。</p> <p>① 開設 35 年目を迎え、当時の利用者が保護者となり、祖母と共にボランティアとして関わっており、子どもも利用者となるなど、世代を超えて継続した居場所になっています。</p> <p>② 自治会とも交流があり、地域イベントに児童センターのリコーダークラブやけん玉クラブが出演し、児童センター</p>

のアピールができるとともに子どもの活動場所を広げています。

- ③ 児童センターがけん玉協会の支部となっており、けん玉認定会や大会を開催したり、市内 10 か所の小学校や放課後児童クラブへ出向いて、けん玉研修を行うなど、けん玉を通じて地域の子どもの健全育成を図っています。

【評価項目】 1-(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目		判定
1	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2	子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	○
3	子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。	—
4	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
5	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 1-(3) について

講評

子どもの主体性を大事にした取組みを心がけています。

- ① 4年生から6年生を対象としたこどもスタッフ活動では、毎月こどもスタッフ会議があり、子どもが中心になってあそびの企画を立て実施するなど、子どもの主体的な取組となっています。
- ② 法人の規定に権利擁護や人権尊重などが明記されており、大阪府人権研修にも参加しています。自治体担当課による虐待防止研修の受講などを通じて職員の共通認識を図っています。また、日々、その日の支援の様子を共有しながら職員間でも子どもの権利侵害について必要に応じて協議をしています。
- ③ 子ども自身が子どもの権利を知る機会は設けていないため、今後、子どもの権利条約の掲示等、周知や取組を検討していく予定です。

2、遊びによる子どもの育成

【評価項目】 2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目		判定
1	職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2	子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○
3	遊び及び生活の場で、その時々一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	○

【評価項目】 2-(1) について

講評

子どもの状況を共有し、一人ひとりの発達特性を捉えた支援を心がけています。

- ① 大阪府児童厚生員研修会に参加する他、法人内の児童発達支援センターの職員が配属となり専門知識を学ぶ機会になっています。
- ② 気になる子どもを、敢えてこどもスタッフに誘うことで、子ども自身の体験の場を増やしたり、職員の関わりを増やすなど、子どもへ寄り添う支援を心がけています。
- ③ 日々の子どもの様子などの中で気になる事案については、その都度報告し、共通理解を図り、統一した支援を行

うよう心がけています。

【評価項目】 2-（2） 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目		判定
1	子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2	子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3	空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4	子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	○

【評価項目】 2-（2）について

講評

子どもたちと相談しながら、やりたい遊びの環境づくりをしています。

- ① 安全を確保するためのルールは設けていますが、児童センターは子どもが主役であり主体であることから、遊び方などは子どもたちが作りだせるよう支援しています。
- ② 以前は貸し出し遊具の年齢制限がありましたが、子どもの「やりたい」を尊重するため、自由に選択できるようにしました。また児童センターの遊具や図書について、子どもの意見を取り入れて購入したり、入れ替え等を行っています。
- ③ 職員は子どもと一緒に遊びながら子ども自身が遊びを工夫したり広げたりができるよう支援することを共通認識としています。

【評価項目】 2-（3） 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

標準項目		判定
1	乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に来館している。	○
2	幅広い年齢の子どもが一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	○
3	職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4	職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長と 其中での個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5	子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	○

【評価項目】 2-（3）について

異年齢・他学校との交流もあり、子ども同士の関係性を大事にしています。

- ① 現在市の条例により利用対象が小学生までになっていますが、中学生以上は、ボランティア登録をして児童センターに関わったり、近況報告に来る等、幅広い年齢の子どもが来館しています。
- ② 乳幼児親子の利用も多く、小学生が幼児を誘って一緒に遊んだり、保護者も共に過ごすなど、異年齢の関わりが見られます。

- ③ 市内に一つしかない児童センターのため、長期休みなどには他学区の子どもたちも多く来館します。子ども同士のトラブルや遊びで生じた揉めごと子どもたち自身で解決できるよう支援をしています。

3、子どもの居場所の提供

【評価項目】 3-(1) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		判定
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが、日常的に気軽に来館できる。	○
2	来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。	○
4	利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○

【評価項目】 3-(1) について

講評
<p>安心して来館し、安心して過ごせるような環境づくりを心がけています。</p> <p>① 施設の入り口は道路から少し入った場所にあります。掲示板を活用し、気軽に来館できるよう周知しています。また、玄関前が館庭になっており、乳幼児親子が来館しやすい環境です。</p> <p>② 来館の際は市の条例規則により、使用証交付申請書に緊急連絡先などを記入していただくことで、児童センターに登録する仕組みとなっています。</p> <p>③ センター入り口は広々として、開放的な雰囲気です。またホールにはソファが設置され、のんびり過ごしたり、おしゃべりを楽しんだりする様子も見られます。</p>

【評価項目】 3-(2) 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		判定
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	—
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	—
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	—
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	○

【評価項目】 3-(2) について

講評
<p>摂津市の条例により 12 歳までの利用となっているため、中高生世代の利用はありません。</p> <p>① 中学生以上は、通常利用はできませんが、ボランティア登録をして児童センターのイベントや日常活動に関わったり、近況報告をしに来館したりするなど、継続したつながりが大切にされています。</p> <p>② 学童期に児童センターを利用していない中高生世代でもボランティア等で活躍できることを周知するなど、中・高生世代とのつながりを検討しています。</p>

4、子どもの意見の尊重

【評価項目】 4-（1）子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。

標準項目		判定
1	子どもの年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。	○
2	意見だけでなく子どもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的に子どもの声を拾い、職員間で話し合っ、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	○
れ 4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、子どもたちの間から活発に出されている。	○

【評価項目】 4-（1）について

講評
<p>日頃から子どもと積極的に会話をするなど、子どもの意見が聴き取れるようにしています。</p> <p>① こどもスタッフ会議の他、意見箱の設置や日常的な会話から子どもの気持ちも汲み取って、取り入れる姿勢を持つよう心がけています。また職員全体で話し合い、取り入れられることや検討できることは、できるだけ尊重するようにしています。</p> <p>② 季節イベントなど、限定された日程では参加ができないという子どもの意見から、〇〇週間として期間を広げるなど、多くの子どもたちが参加できるよう工夫しています。</p> <p>③ 月に一度のこどもスタッフ会議やイベント前の会議では活発な意見やアイデアが出され、職員とともに企画・運営に関わっています。</p>

【評価項目】 4-（2）子どもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		判定
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	○
2	子ども会議、子ども企画、子ども実行委員会など、子どもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	○
3	職員会議や研修の場等で、子どもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動に子どもの意見を反映した、具体的な事例がある。	○

【評価項目】 4-（2）について

講評
<p>意見箱やアンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されています。</p> <p>① 玄関受付には、意見として「かんちょう ちょっと きいてーな!」を設置しています。気軽に意見を入れられるよう、用紙も子どもが書いた絵を取り入れるなどの工夫をしています。</p> <p>② 乳幼児親子プログラムで実施したアンケート結果から、希望のあった泥んこ遊びを実施しました。トイレの改修も要望から実施されることとなっています。</p> <p>③ こどもスタッフの月1回の定例会では児童センターの様々な行事について企画運営について話し合い、終了まで担当として関わっています。また年2回の「みんなであそぼうかい」はこどもスタッフの企画として主体的に運営しています。</p>

5、配慮を必要とする子どもへの対応

【評価項目】 5-（1） 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

標準項目		判定
1	障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用する子どもの間で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めている。	○

【評価項目】 5-（1）について

講評
<p>配慮を必要とする子どもも共に活動できるよう必要に応じて関係機関と連携しています。</p> <p>① 誰もが利用できる施設として、配慮を必要とする子どもや障がいのある子どもも来館しています。児童センターの様々な活動を、共に楽しめるよう必要に応じて支援しながら活動しています。</p> <p>② 子どもの気になる様子が見られた場合は、市の担当課や法人内の児童発達支援センター等と情報を共有しながら適切な対応を行うよう心がけています。</p> <p>③ 配慮が必要な子どもには積極的に子どもスタッフへの参加を促しながら、個人の特性が発揮できるよう環境設定をしながら自信につながるようにしています。</p>

【評価項目】 5-（2） 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		判定
1	子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	○

【評価項目】 5-（2）について

講評
<p>必要に応じて家庭や学校、関係機関と連携を図り支援しています。</p> <p>① 学校とは必要に応じて情報交換を行い、気になること等があれば、その都度連絡を取り合っ対応しています。また、館長が学校の評議委員でもあるため、学校での子どもの様子や気になる子どもの把握に努めています。</p> <p>② 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭に連絡をとり、ケースによっては面談を行い関係機関へ繋ぐなどを行っています。またケース記録を作成することで、継続した支援や職員間の統一した支援につなげています。</p> <p>③ 法人内に児童発達支援センターを持っているため、必要に応じて双方の施設関係者で情報交換や支援の検討を行っています。</p>

6、子育て支援の実施

【評価項目】 6-（1） 保護者の子育て支援を行っている。

標準項目		判定
1	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	○
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	○
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	—
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

【評価項目】 6-（1）について

講評
<p>地域の中で安心して子育てができるよう、地域とのつながりを大切にしながら活動を行っています。</p> <p>① 児童センター周辺が地域開発により子育て世代が増加しており、来館も増えています。近隣施設なども子育て支援を行っていますが、児童センターで自由に過ごし交流を図っている事から、拠点として市域情報を発信しています。</p> <p>② 子どもの発達に考慮した乳幼児親子プログラムの他、近隣大学と連携したプログラム開発もしています。ほか親子分離の機会もある 3 歳児以上を対象にした「おもしろクラブ」など親子のニーズに合わせて参加できるようにしています。</p> <p>③ 保護者と気軽に話ができる関係性をつくることで、ちょっとした会話から相談につながることも多くあります。保健師によるプログラムもあり、相談できる機会の確保や工夫をしています。</p>

【評価項目】 6-（2） 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

標準項目		判定
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○
2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	○
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	○

【評価項目】 6-（2）について

判定
<p>保護者も積極的に子育てに協力頂けるようなプログラム作りをしています。</p> <p>① おもしろくらぶでは保護者のグループタイムを設けており、子どものあそびをつくるとともに、親同士の交流につなげています。</p> <p>② 年齢別の登録制の乳幼児クラスその他、日常的に自由に遊べる曜日を設定するなど、保護者のニーズに合わせて利用できるようにしています。</p> <p>③ 「乳幼児ふれあい事業」として児童センター利用の乳幼児親子と近隣中学校と連携していましたが、感染症対策のため行われていません。今後再開に向けて検討していきます。</p>

7、地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】 7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取り組んでいる。

標準項目		判定
1	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2	児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	○
3	地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。	○
4	地域の子どもの育成活動に協力している。	○
5	地域住民や NPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】 7-(1) について

講評
<p>児童センターの 3 本柱の 1 つは地域活動推進であり、地域に根差した活動を大事にしています。</p> <p>① 児童センターのクラブ活動の内、リコーダークラブでは元児童センター利用者だった人が OB・OG となり講師になっています。また、日常活動やイベントについても地域の大人がボランティアとして関わり交流の機会となっています。</p> <p>② 乳幼児親子対象の移動児童館事業として児童館がない地域のコミュニティセンターに出向き、プログラムを行っています。また、キャンプや遠足活動、畑など館外での活動も行っています。</p> <p>③ 地域のイベントに、リコーダークラブ・卓球クラブが出演することが恒例となっており、児童センターのアピールとなっています。また、児童センター祭りでは地域の方を招くことで児童センターに足を運んでいただくきっかけになっています。その他中学校区連絡協議会の参加や「子育て応援部会」にも参加し地域団体との連携を図っています。中学校吹奏楽部と児童センターのリコーダークラブ合同コンサートの開催など活動が広がっています。</p>

8、ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】 8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		判定
1	子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	○
2	子どもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	○
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	○
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】 8-(1) について

講評
<p>子どもも大人も広くボランティアを受け入れ、児童センターの活動に活かしています。</p> <p>① 館庭の草むしりや落ち葉拾いなど、遊びの延長で子どもを巻き込みながら行っています。日常の活動や掲示物などの作成も子どもと一緒にやることを意識しています。</p> <p>② 摂津市の児童センター利用は小学生までのため、中学生からはボランティア登録をすることで児童センターの活動に関わっています。小学生は今後の自分の姿と重ね合わせることで、継続したセンターへの関わりにつながっています。</p> <p>③ 地域住民や OB・OG のほか、中学生のボランティアも多く登録しています。日常活動やイベント時の活動内容や</p>

役割を決めるための調整が難しく、今後はボランティア協議会のような組織を作ること検討しています。

9、子どもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		判定
1	子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1) について

講評

安全対策・衛生管理は法人及び職場全体で取り組んでいます。

- ① 感染症対策について、館内掲示の他、児童センター玄関に大型モニターを設置し、感染対策の呼びかけの映像を流すことで来館者の安心につながっています。また、館庭遊具についても定期的に専門業社による点検を行い安全に遊べる環境づくりを心がけています。
- ② 職員は法人が実施している救命救急研修を受講しています。ケガなどの応急処置や熱中症時の対応方法など職員全員が対応できるよう、事務所内の掲示やマニュアル化がされています。
- ③ 事故・ケガの発生時は、応急処置と共に保護者へ連絡を入れるなど、迅速に対応しています。事故報告書を作成し、内容については、法人本部や自治体に連絡を入れ報告書を提出しています。

10、学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		判定
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○
5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○

【評価項目】 10-(1) について

講評
<p>地域・学校と連携を取りながら、子どもの情報共有に努めています。</p> <p>① 館長は近隣小学校の学校評議員となっており、小学校校長は児童センターの運営委員でもあり、定期的な情報交換が行われています。また、必要に応じた連絡も適宜行い子どもの共通認識に努めています。</p> <p>② 児童センター運営委員会が年 2 回開催されており、毎月のセンターニュースの配付や事業報告を行っています。地域への周知は掲示板やホームページ、SNS などを通じて行っています。</p> <p>③ 児童センターは35周年を迎え、地域との信頼関係が結ばれています。児童センターは地域教育協議会に参加しており、地域連携事業をする際の事務局となっています。</p>

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		判定
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	○
2	子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	○
3	運営協議会等は、年間を通して定期的に行われ、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	○

【評価項目】 10-(2) について

講評
<p>運営委員会が設置されており、各団体と連携した運営がなされています。</p> <p>① 運営委員会の構成メンバーは 10 名で、保護司会・民生児童委員・子ども会・スポーツ推進委員・青少年委員・地域大学・PTA 協議会・自治会・小中学校校長会などから推薦された委員で構成されています。</p> <p>② 運営委員会には子どもは参加していませんが、児童センターでの子どもスタッフ活動を運営委員会で報告することを通じて子どもの意見を伝えています。</p> <p>③ 運営委員会は年 2 回の定例で開催されていますが、センターの運営委員会は 2 年任期となっており、継続したつながりが持ちにくい事が課題となっています。</p>

総評

■特に良い点

ポイント1	地域に根付いた児童センターとして、長期に渡る継続したつながりがあります。
	<p>摂津市内の唯一の児童センターとして開館から35年経ちました。当時遊びに来ていた子どもが保護者となり、子どもを連れて遊びにきています。また、祖母、母も児童センターの活動にボランティアとして関わる等、長期に渡り世代を超えて継続したつながりとなっています。</p> <p>児童センターの「リコーダークラブ」の講師は児童センターのリコーダークラブ出身で、現在はリコーダーのプロとして活躍しています。子どもたちの先輩としても子どもから慕われ、多くの子どもたちのあこがれの存在となっています。</p> <p>35周年の記念冊子を作成し、地域や関係機関へ配付をし、今後の継続した関係性につなげています。</p>
ポイント2	継続したクラブ活動を通して地域の子どもたちの活躍の場となっています。
	<p>「けん玉クラブ」や「リコーダークラブ」「卓球クラブ」等、長く引き継がれたクラブ活動があります。</p> <p>けん玉は、児童センターがけん玉認定の支部にもなっており、館内のホールには各段級位の名前入り札を掲示しています。近隣小学校だけではなく、地域の小学校や学童クラブへの出張検定や、毎年3月には「摂津市少年少女けん玉道選手権大会」を開催し、たくさんの地域から参加者が集まる等、児童センターの認知と取り組みが広がっています。</p> <p>また、リコーダークラブのコンサートは地域イベントや児童センター祭りなどで披露され、地域からも楽しみにされている活動です。</p>
ポイント3	法人の持つ施設との連携を通じて、スムーズな支援につなげています。
	<p>法人では、複数の福祉施設を運営しており、児童福祉部門では「児童発達支援センター」「放課後児童デイサービス」があります。児童センター利用の子どもの支援方法などのアドバイスや保護者からの相談の助言などは、法人内の専門の職員に相談することができ、保護者の安心と職員の安心にもなっており、法人ならではの特性が活かされています。</p>

■改善が望まれる点

ポイント1	中高生世代の継続した利用や、支援につながるよう一層の活動の工夫が期待されます。
	<p>自治体の条例によって中高生世代は利用ができませんが、ボランティアとして受け入れをすることで、センターとの繋がりを持っています。地域に根付いた市内唯一の児童センターだからこそ、継続して利用ができることが、子どもにとっての居場所になり、より一層充実した活動になるものと思われます。</p> <p>児童館の特性とニーズも含め、今後、中高生世代の利用に関する要望などを積み重ねることで、0歳から18歳までの居場所として、より利用者と地域のニーズに対応できるものと思われます。</p>
ポイント2	法人内も市内にも一つしかない児童館のため、職員の学びの機会や他館の事業を知る機会を積極的に作ることを望まれます。
	市内の児童館は当法人が運営する児童センターしかありません。子どもたちはもちろん、乳幼児親子にとっては近隣に児童館がないと利用することが難しい状況です。また職員にとっても他館との交流や自館の事業内容の振り返りや比較をすることがしにくい状況です。市や府を越えた研修参加など積極的に外に目を向けることが、より児童館事業の活性化につながると思われます。